

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社中央技術コンサルタンツ
(法人番号：5011101013001)
業者の住所：東京都新宿区西新宿 8 - 5 - 1
2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 2 月 4 日から令和 8 年 2 月 3 日まで
(2 か月)
3. 指名停止措置の範囲：熊本県、宮崎県及び鹿児島県
4. 事実概要：
株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 2 1 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同月 2 0 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴されたもの。
5. 指名停止措置理由：
上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 8 号イ（競売入札妨害又は談合）に該当する。
従って、本件については、指名停止 2 か月を適用する。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内